改定		改定の内容
電子納品に関する手引き 【 土 木 業 務 編 】	電子納品に関する手引き 【 土 木 業 務 編 】	
令和6年4月改定	平成 31 年 3 月	年月の改定

改 定	現行	改定の内容
電子納品に関する手引き【土木業務編】の位置付け 「電子納品に関する手引き【土木業務編】」(以下、「手引き」という)は、札幌市が発注する業務における業務成果品等を電子納品する際に、円滑に実施できるよう適用する基準を示し、かつ運用上の注意点を示したものである。     適用する業務 本手引きは、札幌市における土木設計業務、測量業務、地質・土質調査業務に適用する。(特記仕様書記載例)     電子納品を行う場合は、「電子納品に関する手引き【土木業務編】」に基づいて行うものとする。	現 行  1 電子納品に関する手引き【土木業務編】の位置付け 「電子納品に関する手引き【土木業務編】の位置付け 「電子納品に関する手引き【土木業務編】(以下、「手引き」という。)は、札幌市が発 注する業務における業務成果品等を電子納品する際に、円滑に実施できるよう適用する基準を示し、かつ運用上の注意点を示したものである。 この手引きを作成することにより、これまで運用してきた「電子納品運用ガイドライン (業)【土木業務編】は廃止する。  2 適用する業務 本手引きは、札幌市における土木設計業務、測量業務、地質・土質調査業務のうち、設計図書において電子納品を行うものと指定された業務に適用する。 電子納品対象業務では、設計図書に下記のとおり記載する。 (特記仕様書:記載例) 第〇〇条 電子納品 1 本業務は電子納品対象工事とする。なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品 に関する手引き【土木業務編】に基づいて行うものとする。  2 成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R 等)で2部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する。 3 成果品の提出の際には、業務中及び業務完了前にシステムチェックとウィルスチェックを実施したうえで提出すること。 ※上記の記載例に無い項目については、別途作成するものとする。	ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でいる。

4 運用上の注意点 ・特記仕様書、札幌市要領等に電子納品について記載がある場合は、特記仕様書、札幌市要領等を優先する。 ・各業務等における電子納品の取扱いは受委託者間で協議・確認する。なお、協議・確認は、国土交通省の「電子納品事前協議チェックシート」、「CAD データ庫前協議チェックシート」、「CAD データ庫前協議チェックシート」、「CAD データ庫前協議チェックシート」、「CAD データ車前協議チェックシート」、「CAD データ車前協議チェックシート」、「CAD データ車前協議チェックシート」、「CAD データ庫」は修正または省略する。・電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R等)で提出する場合、原則正副 2 部提出する。・「国土交通省基準」及び設計図書に記載されていない書類を電子納品の対象とする場合は、受発注者間で打合せ簿により協議を行うこと。・本市の土木設計・調査・測量業務に係る仕様書や要領等のうち、電子納品に関し「電子納品運用ガイドライン(業)【土本業務に係る仕様書や要領等のうち、電子納品に関し「電子納品運用ガイドライン(業)【土本業務により協議を行うこと。・本市の土木設計・調査・測量業務に係る仕様書や要領等のうち、電子納品に関し「電子納品運用ガイドライン(業)【土本業務により協議を行うこと。・本市の土木設計・調査・測量業務に係る仕様書や要領等のうち、電子納品に関し「電子納品運用ガイドライン(業)【土本業務に関土を通り、と適宜を持足していての記載を削除していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	改定	現行	改定の内容
Web サイト」https://www.cals-ed.go.jp/) また、電子物品 Web サイトの「Q&AI のページには、これまでに寄せられた電子納品に 関する間い合わせと回答が指載されているので併せて確認すること。 「要領」は、設計仕権事等の契約回属に規定される成果品を各手成果品として納品する場合における電子データの使用を定めたものである。具体的な運用方法は、「カイドライン」に よる。 「ガイドライン」は、「要領」に従い電子的手限により引き渡される成果品を作成するにあ たり、委託者と受託者が留意すべき事項等を示したものである。 「薬用上の注意点 ・移記仕様性、札幌市要領等に電子物品について記載がある場合は、特記仕様色、札幌市要領等を信えける電子が品の取扱いは受委託者間で協議・確認する。なお、協議・確認は、国主交達省の「電子物品・の取扱いは受委託者間で協議・確認する。なお、協議・確認は、国主交達者の「ルールの主義の「国本の主義の」は、選出しない項目は修正または名前する。 「国土交通省基準人及び設計回書に記載されていない書類を電子物品の対象とする場合は、受委託者間で打合せ簿等により協議を行うこと。 ・楽服を行りつ電子物品の関連に対して記載がある場合は、原則正創 2 部版出する。 「国土交通省基準人及び設計回書に記載されていない書類を電子納品の対象とする場合は、受委託者間で打合せ簿等により協議を行うこと。 ・本師の土は実計・調査・加重素に係る仕様を実施等を寄与から、電子術品に関し「電子神品に関し「電子神品・関連など表情間で打合せ簿等により協議を行うこと。 ・本師の土は実計・調査・加重素に係る仕様を実施の対象とする場合は、受委託者間で打合せ簿等により協議を行うこと。 ・本師の土は実計・調査・加重素に係る仕様を実施の会を関節である。 ・発酵素である。と記述は関連していて、表記者は「札幌市情報でより受ける時間としていて、発記者は「札幌市情報でよう引き【土木業務編】」と酒度があるものについては、「電子神品に関し「電子神品のはなどを行ってと、その際、受託者へ求める対策等がある場合は、設計図書等により明示すること。	土木業務における電子納品については、国土交通省が策定した電子納品に関する基準類(以下「国土交通省基準」という)の適用を基本とする。なお、国土交通省基準とは「土木設計業務等の電子納品要領」(以下、「要領」という)、「電子納品運用ガイドライン【業務編】」(以下、「ガイドライン」という)等であり、契約締結時の最新版を適用する。 国土交通省の電子納品に関する最新の情報については、「電子納品に関する要領・基準」Web	土木業務における電子納品については、国土交通省が策定した電子納品に関する基準類(以下「国土交通省基準」という。)の適用を基本とする。 ・土木設計業務等の電子納品等要領(以下、「要領」という。)	文言の整理
「ガイドライン」は、「要領」に従い電子的手段により引き渡される成果品を作成するにあたり、委託者と受託者が留意すべき事項等を示したものである。  4 運用上の注意点 ・特記仕様書、札幌市要領等に電子納品について記載がある場合は、特記仕様書、札幌市要領等を優先する。 ・各業務等における電子納品の取扱いは受委託者間で協議・確認する。なお、協議・確認は、国土交通省の「電子納品事前協議チェックシート」、「CAD データ事前協議チェックシート」、「CAD データ事前協議チェックシート」を参考とし、該当しない項目は修正または省略する。 ・電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R等)で提出する場合、原則正副 2 部提出する。 ・「国土交通省基準」及び設計図書に記載されていない書類を電子納品の対象とする場合は、受発注者間で打合セ簿等により協議を行うこと。 ・本市の土木設計・調査・測量業館に係る仕様書と要領等のうち、電子納品に関し「電子納品運用ガイドライン(策)【土木業務編】」と記載があるものについては、「電子納品運用ガイドライン(策)【土木業務編】」と記載があるものについては、「電子納品運用ガイドライン(策)【土木業務編】」と記載があるものについては、「電子納品運用ガイドライン(策)【土木業務編】」と記載があるものについては、「電子納品運用ガイドライン(策)【土木業務編】」と記載があるものについては、「電子納品運用ガイドライン(策)【土木業務編】」と記載があるものについては、「電子納品運用ガイドライン(策)【土木業務編】」と記載があるものについては、「電子納品運用ガイドライン(策)【土木業務編】」と記載があるものについては、「電子納信報セキュリティボリシー」に則って行うこと。その際、受託者へ求める対策等が	Web サイト」https://www.cals-ed.go.jp/) また、電子納品 Web サイトの「Q&A」のページには、これまでに寄せられた電子納品に 関する問い合わせと回答が掲載されているので併せて確認すること。 「要領」は、設計仕様書等の契約図書に規定される成果品を電子成果品として納品する場合における電子データの使用を定めたものである。具体的な運用方法は、「ガイドライン」に	Web サイト (以下、「電子納品 Web サイト」という。)を確認すること。 また、電子納品 Web サイトの「Q&A」のページには、これまでに寄せられた電子納品に 関する問い合わせと回答が掲載されているので併せて確認すること。	URLの修正
4 運用上の注意点 ・特記仕様書、札幌市要領等に電子納品について記載がある場合は、特記仕様書、札幌市要 領等を優先する。 ・各業務等における電子納品の取扱いは受委託者間で協議・確認する。なお、協議・確認 は、国土交通省の「電子納品事前協議チェックシート」、「CAD データ事 前協議チェックシート」、「CAD データ成果品チェックシート」を参考とし、該当しない項 目は修正または省略する。 ・電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R等)で提出する場合、原則正副 2 部提出する。 ・「国土交通省基準」及び設計図書に記載されていない書類を電子納品の対象とする場合は、 受委託者間で打合世簿等により協議を行うこと。 ・業務履行中の電子データの取扱いや電子成果品の保管管理について、委託者は「札幌市情報セキュリティポリシー」に則って行うこと。その際、受託者へ求める対策等がある場合は、設計図書等により明示すること。 ・業務履行中の電子データの取扱いや電子で、その際、受託者へ求める対策等がある場合は、設計図書等により明示すること。 ・業務をでは、受発されていない。 ・業務を行うこと。 ・業務を行うこと。その際、受託者へ求める対策等がある場合は、設計図書等により明示すること。 ・業務をでは、表に関する手引き【土木業務編】」と適宜読替え運用する。 ・業務を行うこと。その際、受託者へ求める対策等がある場合は、設計図書等により明示すること。その際、受託者へ求める対策等がある場合は、設計図書等により明示すること。	「ガイドライン」は、「要領」に従い電子的手段により引き渡される成果品を作成するにあ		業務なので、委託者・受託者
前協議チェックシート」、「CAD データ成果品チェックシート」を参考とし、該当しない項目は修正または省略する。 ・電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R等)で提出する場合、原則正副 2 部提出する。 ・「国土交通省基準」及び設計図書に記載されていない書類を電子納品の対象とする場合は、受発注者間で打合せ簿により協議を行うこと。 ・本市の土木設計・調査・測量業務に係る仕様書や要領等のうち、電子納品に関し「電子納品運用ガイドラインの記載を削除・業務履行中の電子データの取扱いや電子成果品の保管管理について、委託者は「札幌市情報セキュリティポリシー」に則って行うこと。その際、受託者へ求める対策等がある場合は、設計図書等により明示すること。	・特記仕様書、札幌市要領等に電子納品について記載がある場合は、特記仕様書、札幌市要領等を優先する。 ・各業務等における電子納品の取扱いは受委託者間で協議・確認する。なお、協議・確認	場合における電子データの使用を定めたものである。具体的な運用方法は、「ガイドライン」 による。 「ガイドライン」は、「要領」に従い電子的手段により引き渡される成果品を作成するに	特記仕様書についての記載を追 各チェックシートの活用について
・業務履行中の電子データの取扱いや電子成果品の保管管理について、 <mark>委託者</mark> は「札幌市 情報セキュリティポリシー」に則って行うこと。その際、受託者へ求める対策等がある場 合は、設計図書等により明示すること。	前協議チェックシート」、「CAD データ成果品チェックシート」を参考とし、該当しない項目は修正または省略する。 ・電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R等)で提出する場合、原則正副2部提出する。 ・「国土交通省基準」及び設計図書に記載されていない書類を電子納品の対象とする場合は、	・「国土交通省基準」及び設計図書に記載されていない書類を電子納品の対象とする場合は、受発注者間で打合せ簿により協議を行うこと。 ・本市の土木設計・調査・測量業務に係る仕様書や要領等のうち、電子納品に関し「電	「電子納品運用ガイドライン」を して5年以上経過し、旧ガイドライ を誤使用する可能性は低いため ガイドラインの記載を削除する
	情報セキュリティポリシー」に則って行うこと。その際、受託者へ求める対策等がある場	品に関する手引き【土木業務編】」と適宜読替え運用する。 ・業務履行中の電子データの取扱いや電子成果品の保管管理について、発注者は「札幌 市情報セキュリティポリシー」に則って行うこと。その際、受託者へ求める対策等が	業務なので、委託者・受託者

## 新旧対照表(電子納品に関する手引き【土木業務編】)令和6年4月

改 定		改定の内容
作成: 平成 31 年 (2019 年) 3 月		
改定:令和6年(2024年)4月1日         発行:札幌市財政局管財部 工事管理室	作成:平成31年(2019年)3月	改定年月の追加
Tel 011-211-2462、Fax 011-218-5135	発行:札幌市財政局管財部 工事管理室 Tel 011-211-2462、Fax 011-218-5135	